

県南広域振興局長告示第159号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成21年県南広域振興局長告示第156号）で告示した金ケ崎町東部地区特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成24年10月19日

県南広域振興局長 田村均次

変更後の金ケ崎町東部地区特定猟具使用禁止区域の区域 胆沢郡金ケ崎町地内の国道4号と一般県道久田笹長根線との交点を起点とし、同点から国道4号を南東に進み胆沢郡金ケ崎町と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み町道中江甫瘤木丁線に通じる作業道との交点に至り、同点から同作業道を南に進み町道中江甫瘤木丁線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道瘤木丁後生平線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を南東に進みさらに南に進み一般県道金ケ崎線との交点に至り、同点から同一般県道を東へ進み町道達小路3号線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道達小路表小路線との交点に至り、同点から同町道を西へ進み町道達小路寺下線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み一般県道西根佐倉河線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み町道谷木前南町線との交点に至り、同点から同町道を西に進みさらに南西に進み一般県道胆沢金ケ崎線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み町道堀切後下二階線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道下谷起長坂後線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道上大沢関田前線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道長坂後広本線との交点に至り、同点から同町道を東へ進み町道草刈場関田前線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道広本上野中線との交点に至り、同点から同町道を北東へ進み町道蟹沢野中線との交点に至り、同点から同町道を南東へ進み一般県道胆沢金ケ崎線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み町道上畑田揚場後線との交点に至り、同点から同町道を西へ進み町道道の町前村線との交点に至り、同点から同町道を西へ進み一般県道北上水沢線との交点に至り、同点から同一般県道を北西へ進み町道高谷野原4号線との交点に至り、同点から同町道を北西へ進み町道蟹子沢若柳線との交点に至り、同点から同町道を北に進み一般県道久田笹長根線との交点に至り、同点から同一般県道を東へ進み起点に至る線に囲まれた一円の区域